

■新旧対照表

改正後	改正前
北大阪健康医療都市(健都)シンボルマーク・ロゴ取扱要領 健都クラスター推進協議会 平成27年11月26日制定 令和7年3月3日改正 第1(略) 第2(略) 第3 マーク等を使用しようとする者は、「北大阪健康医療都市(健都)」シンボルマーク・ロゴ使用承認申請書(様式第1号)を、<u>健都クラスター推進協議会</u>(以下「協議会」という。)に提出し、使用承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 国立研究開発法人国立循環器病研究センター、<u>国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所</u>、吹田市、摂津市、<u>一般社団法人健都共創推進機構</u>又は大阪府が「北大阪健康医療都市(健都)」のイメージの普及や周知、産業振興及びまちづくりの推進の目的で使用する場合 (2)(以下略)	北大阪健康医療都市(健都)シンボルマーク・ロゴ取扱要領 <u>国立循環器病研究センターを核とした医療クラスター推進協議会</u> 平成27年11月26日制定 第1(略) 第2(略) 第3 マーク等を使用しようとする者は、「北大阪健康医療都市(健都)」シンボルマーク・ロゴ使用承認申請書(様式第1号)を、<u>国立循環器病研究センターを核とした医療クラスター形成推進協議会</u>(以下「協議会」という。)に提出し、使用承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 国立研究開発法人国立循環器病研究センター、吹田市、摂津市又は大阪府が「北大阪健康医療都市(健都)」のイメージの普及や周知、産業振興及びまちづくりの推進の目的で使用する場合 (2)(以下略)

北大阪健康医療都市（健都）シンボルマーク・ロゴ取扱要領

健都クラスター推進協議会

国立循環器病研究センターを核とした医療クラスター推進協議会

平成27年11月26日制定

令和7年3月3日改正

（目的）

第1 この要領は、「北大阪健康医療都市（健都）」のイメージ形成の一環として策定したシンボルマーク・ロゴ（以下「マーク等」という。）の使用及び管理に関して必要な事項を定める。

（デザインの基準）

第2 マーク等のデザイン及び仕様は、別添「北大阪健康医療都市「健都」ロゴガイドライン」に基づくものとする。

（使用承認の申請）

第3 マーク等を使用しようとする者は、「「北大阪健康医療都市（健都）」シンボルマーク・ロゴ使用承認申請書」（様式第1号）を、健都クラスター推進協議会~~国立循環器病研究センターを核とした医療クラスター形成推進協議会~~（以下「協議会」という。）に提出し、使用承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- （1）国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、吹田市、摂津市、一般社団法人健都共創推進機構又は大阪府が「北大阪健康医療都市（健都）」のイメージの普及や周知、産業振興及びまちづくりの推進の目的で使用する場合
- （2）新聞、テレビ、雑誌等の報道機関が報道の目的で使用する場合
- （3）その他協議会が特に申請を要しないと認めた場合

2 前項により使用承認を申請する場合、申請者が同年度内で同種の目的で複数回マーク等を使用する場合は、その旨を申請書に記載することで、一括して申請することができる。

（使用承認）

第4 協議会は、第3の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、当該使用が適切と認められるものに対して、承認するものとする。

（使用承認の範囲）

第5 使用承認の範囲は、「北大阪健康医療都市（健都）」のイメージの普及や周知、産業振興及びまちづくりの推進に寄与すると認められる場合とし、次の各号のいずれかに該

当すると認められる場合は、これを承認しない。

- (1) 「北大阪健康医療都市（健都）」の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
- (2) 府民、市民の利益を損なう場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用されるおそれがある場合
- (4) 法令や公序良俗に反し、又はそのおそれのある場合
- (5) 「「北大阪健康医療都市（健都）」ロゴガイドライン」に反する使用のおそれがある場合
- (6) 申請者の役員、従業員、社員その他構成員が、暴力団員及び暴力団密接関係者である場合
- (7) 前各号のほか、協議会が適当でないと認めた場合

(使用承認の期間)

第6 マーク等の使用承認の期間は、承認日から2年が経過した後の年度末までとする。
ただし、使用を中止する場合は、使用者は速やかにその内容を届け出るものとする。

(遵守事項)

第7 使用者は、使用承認のあった範囲内でのみ使用するものとし、それ以外の範囲で使用しようとする場合は改めて使用承認を得るものとする。

(使用料及び手数料)

第8 マーク等の使用料は、無償とする。

(改善の指示)

第9 協議会は、使用者が使用承認の範囲を逸脱して使用していると認めた場合は、使用者に改善を指示することができる。

(承認の取り消し等)

第10 協議会は、使用者が速やかに前条の改善に係る措置を講じない場合、使用承認を取り消し、使用を差し止めることができる。

(使用者の責務)

第11 使用者は、マーク等の使用に際しては信義を重んじ、本要領に基づき誠実に使用しなければならない。

2 マーク等の使用に起因する問題が生じた場合は、使用者が誠意を持って速やかに対処するものとし、協議会は、損害賠償、損失補償、その他法律上の一切の責任を負わない。

(事故及び苦情の処理)

第12 マーク等の使用は、協議会が当該商品の品質や役務の内容を保証するものではない。
また、マーク等を使用した商品等又は役務に係る事故、苦情（以下「事故等」という）が発生した場合は、使用者が使用者の責任の下に処理しなければならない。

2 使用者は、速やかに前項に規定する事故等について協議会に報告しなければならない。

3 第1項に規定する事故等については、協議会は、損害賠償、損失補償、その他法律上の一切の責任を負わないものとする。

（疑義等）

第13 この要領に定めない事項及びこの要領に関して生じた疑義については、協議会に諮って定める。

（実績報告）

第14 マーク等の使用承認を受けた者は、使用開始後1ヶ月以内に実績報告を提出するものとする。

北大阪健康医療都市（健都）シンボルマーク・ロゴ取扱要領に関する申し合わせ

平成 27 年 11 月 26 日

北大阪健康医療都市（健都）シンボルマーク・ロゴ取扱要領第 3（3）に規定にする「その他協議会が特に申請を要しないと認めた場合」は、当面の間、「第 3（1）に規定する機関と関係する公共的団体、商工会議所及び自治組織又は健都の地権者及び健都に進出する法人・団体等」とする。

「北大阪健康医療都市(健都)」シンボルマーク・ロゴ使用承認申請書 令和 年 月 日 健都クラスター推進協議会 様 〒 (申請者)住所 団 体 名 (個人の場合必要なし) 団体の代表者職・名 (個人の場合氏名) 電話番号 印 「北大阪健康医療都市(健都)」シンボルマーク・ロゴを使用したいので、取扱要領の規定を了承のうえ、以下のとおり申請します。	
使用目的及び展開場所等	
使用・表示方法及びその形態	
使用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
添付資料 (申請にあたっては、右の資料等を添付すること)	(以下の添付資料一覧にチェックしてください) ☐ 製作物の概要がわかる資料 【必須】 ☐ 製作物の写真(イメージ図) ☐ 工作物の設置位置図、設計図 ☐ その他()
担当者連絡先	住 所 〒 氏 名 電話番号(FAX) E-mail
誓約	本使用内容は、暴力団の利益になり、又そのおそれはありません。 また、大阪府暴力団排除条例及び大阪府の事務及び事業から排除するための指針に抵触する団体ではありません。 印

※ □をチェックのうえ、必要事項を記入してください。